

2. 「第二次検定のみ」の受検対象者および提出書類

(1) 受検対象者

以下の受検対象区分①～④のいずれかに該当する者が「第二次検定のみ」を受検できます。

受検対象区分①

「第一次検定・第二次検定」を受検し、第一次検定のみ合格した者
・再受検申込者に該当します。

受検対象区分②

「第一次検定のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者

受検対象区分③

技術士試験の合格者*で、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者

※技術士法による第二次試験（平成15年文部科学省令第36号による技術士法施行規則の一部改正前の第二次試験合格者を含む）のうち以下の技術部門に合格した者

- ・機械部門
（選択科目：流体機械、暖冷房及び冷凍機械、流体工学、流体機器、熱工学、熱・動力エネルギー機器）
- ・水道部門
・上下水道部門
・衛生工学部門
- ・総合技術監理部門
（選択科目：流体機械、暖冷房及び冷凍機械、流体工学、流体機器、熱工学、熱・動力エネルギー機器）
- ・総合技術監理部門
（選択科目：水道部門及び上下水道部門若しくは衛生工学部門に係わるもの）

受検対象区分④

平成28年度から令和2年度の「学科試験のみ」を受検して合格し、所定の実務経験（7～8ページ）を満たした者は、当該合格年度の初日から起算して12年以内に連続して2回の「第二次検定」を第一次検定免除で受検することができます。

※第一次検定が免除されるのは、合格した学科試験と同じ受検種目に限ります。

(2) 提出書類

受検対象区分によって提出書類が異なりますので、受検対象区分に応じた必要書類を提出してください。

受検対象区分①

この受検対象区分の方は、再受検申込者に該当します。再受検申込みについては19ページを参照してください。
インターネットでの申込みとなり、書面による申込みはできません。
再受検申込みの詳細は、当センターホームページを確認してください。

受検対象区分②

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込みの方は19ページを参照してください。

- ・ **A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（16ページ参照）
- ・証明用写真（16ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（16ページ参照）
- ・2級管工事施工管理技術検定第一次検定に合格したことを証する書類(写)
- ・卒業証明書（17ページ参照）
※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。
- ・1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類(写)(該当する方)(17ページ参照)

受検対象区分③

新規受検申込者の提出書類です。再受検申込みの方は19ページを参照してください。

- ・ **A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（16ページ参照）
- ・証明用写真（16ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（16ページ参照）
- ・技術士第二次試験に合格したことを証する書類（17ページ参照）
- ・卒業証明書（17ページ参照）
※実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。
- ・1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類(写)(該当する方)(17ページ参照)

受検対象区分④

《新規受検申込者の提出書類》

- ・ **A票**・**C票**・**D票**
- ・住民票（16ページ参照）
- ・証明用写真（16ページ参照）
- ・振替払込受付証明書（16ページ参照）
- ・学科試験合格通知書の写し（17ページ参照）
- ・卒業証明書（17ページ参照）
※平成28年度以降の学科試験合格者で実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です。
- ・1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類(写)(該当する方)(17ページ参照)

《有効期間内における連続する2回目の受検申込者の提出書類》

- ・ **A票**（**A-1**、**A-2**のみ記入）
- ・ **C票**（必要事項全て記入）
- ・ **D票**（「振替払込受付証明書(お客様用)」と「令和6年度の受検票等」を貼り付けたもの）
- ・証明用写真

- (3) 受検資格(旧受検資格)および提出書類(受検対象区分②、③、④の者)
- (1) 受検資格区分 (イ), (ロ), (ハ), (ニ), (ホ) のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類 (**A票**, **C票**, **D票**) および必要な証明書類等を提出してください。
- ※申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません。
- (3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、9～15ページを参照してください。
- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、41～42ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は19ページを参照してください。
- (6) 申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

区分	学歴と資格	管工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申 込 み に 必 要 な 書 類	
		指 定 学 科	指定学科以外	受検資格に応じて必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」 *1	卒業後 1 年以上 の実務経験年数	卒業後 1 年 6 か月以上 の実務経験年数	卒業証明書（17ページ参照） ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等（原本のみ）が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です（記載がない場合は別途証明書が必要） ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	① A 票 ・21～23ページ参照 ② C 票 ・27～28ページ参照 ・証明用写真を貼付（16ページ参照） ③ D 票 ・25ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付（16ページ参照） ④ 住民票 ・16ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」 *2	卒業後 2 年以上 の実務経験年数	卒業後 3 年以上 の実務経験年数		
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3 年以上 の実務経験年数	卒業後 4 年 6 か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他（学歴を問わず）	8 年以上の実務経験年数		—	
(ホ)	技能検定合格者 職業能力開発促進法による技能検定のうち 検定職種を 1 級の「配管」(建設配管作業とするものに限る以下同じ)又は 2 級の「配管」 とするものに合格した者	4 年 以 上 の 実務経験年数 ただし、1 級「配管」(建築配管作業)の資格を取得した者又は、平成15年度以前に2 級「配管」(建築配管作業)の資格を取得していた者は、実務経験の記載は不要です。 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号） （改正前の職業訓練法施行令（昭和48年政令第98号）による「空調調和設備配管」若しくは「給排水衛生設備配管」又は「配管工」を含む）		・ 1 級又は 2 級の技能検定に合格したことを証する書類(写) （卒業証明書は必要ありません）	

*1 18ページ参照

*2 18ページ参照